

外務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画（外務省の実施計画）

平成17年7月11日
外務省大臣官房長

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）に基づき、目標年度を平成18年度として外務省の具体的措置を定める実施計画を以下の通り策定する。

また、本計画の実効性を確保するため、毎年計画の進捗状況を点検すると共に、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

1. 財やサービスの購入・使用に関するもの

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

（1）低公害車の導入

（イ）当省において国内で保有する一般公用車について、低公害車の比率100%を維持する。

（ロ）車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ、必要最小限の大きさの車を選択する等、温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

（ハ）燃料電池自動車について、その実用性を考慮しつつ導入を検討する。

（2）自動車の効率的利用

（イ）待機時のエンジン停止、アイドリングストップの励行等による公用車の燃料費の節減を図る。

（ロ）有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置する。

（ハ）タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

（ニ）ガソリンを満タンにしない。

（ホ）通勤時の移動において、鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を推進する。

（3）自転車の活用

「霞ヶ関自転車利用システム」（平成11年2月）の更なる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

（4）エネルギー消費効率の高い機器の導入

（イ）省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機、プリンター等のOA機器、電気冷蔵庫等の

家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器の入れ替えに当たっては、省エネルギー型のものに可能な限り切り替えることとする。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

(ロ) 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型の温室効果ガスの排出の少ない機器等の導入を図る。

(5) 用紙等の使用量の削減

(イ) 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。

(ロ) 電子媒体の一層の活用や、両面印刷・両面コピーの励行を図る。

(ハ) 使用済み封筒の再利用など、封筒使用の合理化を図る。

(ニ) 温室効果ガスの排出削減の観点配慮しつつ、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、省内LAN等の活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

(イ) 古紙パルプ配合率100%のコピー用紙の調達を維持する。また、その他の紙類等についても再生紙の利用を進める。

(ロ) 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、可能な限り再生材料から作られたものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

(イ) 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

(ロ) エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

(8) その他

(イ) その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

(a) 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

(b) 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物質等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を極力図る。

(c) 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

(d) 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。

- (e) 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- (f) 更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、重点的に設備・機器の改修、運用改善を行う。
- (ロ) 製品等の長期使用等
 - (a) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
 - (b) 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
 - (c) 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。
- (ハ) メタン (C H₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の排出の抑制
 - (a) エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
 - (b) 庁舎から排出される生ゴミ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2. 建築物の建築、管理等に関するもの

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- (イ) 既存の建築物において省エネルギー診断等を主としたグリーン診断の結果を基に、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- (ロ) 外務省本庁舎の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し、それに伴う温室効果ガスの排出量を、平成13年度比で平成18年度までに7%低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

(2) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(3) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

- (イ) 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- (ロ) このため、庁舎や公務員宿舎に太陽光発電等を可能な限り幅広く導入する。
- (ハ) 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が新規に計画されている場合には、これに参加するよう努める。
- (ニ) 建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討する。

(4) 水の有効利用

- (イ) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
 - (ロ) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
 - (ハ) 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- (5) 周辺や屋上の緑化
- (イ) 敷地等の緑化の推進
 - (a) 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。
 - (b) 建築物の屋上の緑化を推進する。
 - (ロ) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進
 - 所管地に育成する樹木の剪定した枝や落ち葉等は、処理業者に対し、発注者として再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るよう促す。
- (6) その他
- (イ) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
 - (a) 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
 - (b) 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
 - (c) 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
 - (d) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
 - (e) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
 - (ロ) 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
 - (a) グリーン庁舎の整備を推進する。
 - (b) 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
 - (c) 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を進める。
 - (d) エレベータの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて引き続き、整備を進める。
 - (e) 可能な限り反射板の効果的な活用により照明の照度の向上に努める。
 - (f) 白熱灯の蛍光灯への切り替えを極力図る。
 - (g) 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
 - (h) E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディ（予備調査）の実施を検討する。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

(イ) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

以下の手段等を通じ、電気、ガス及びガソリン、灯油その他の石油燃料の消費を年々削減させるべく、最大限努力する。

(a) O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型のものに可能な限り切り替えるとともに、スイッチの適正管理の周知徹底を図る（O A機器の待機電力の縮減）。

(b) 夏季における通勤及び執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。

(c) 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

(d) 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。

(e) 昼休みは、業務上照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

(f) トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

(g) 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベータ運転を進める。

(h) CO₂冷媒ヒートポンプ等高効率給湯器の導入を図る。

(i) 冷蔵庫の効率的使用を図る。

(j) 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式の導入を検討する。

(ロ) 庁舎における節水等の推進

(a) トイレ洗浄用水の節水を進める。

(b) 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じて、水栓での水道水圧を可能な限り低めに設定する等節水に努める。

(c) 水漏れ点検の徹底を図る。

(d) 公用車の洗車方法について、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ゴミの分別

(a) 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

(b) 分別回収ボックスを適切に配置する。

(c) 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具をはずして分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

以下の手段等を通じ、廃棄物の発生重量を平成14年度の水準以下に抑えるよう努める。

(a) シュレッダーの使用は秘密文書及び保有個人情報を含む文書の廃棄のみに限定する。

- (b) 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- (c) 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- (d) 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- (e) 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するように努める。
- (f) コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- (g) 庁舎から排出される生ゴミ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- (h) 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- (i) 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4. 職員の地球温暖化対策に関する意識向上

省内誌、パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

5. 在外公館での取組

本邦所在以外の在外公館にあつては、上記本省における取組を踏まえ、地域の実情に即し、積極的に地球温暖化対策に取り組むものとする。

6. 外務省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画はその進捗状況及び実施状況については大臣官房会計課と国際社会協力部気候変動室が協力して評価・点検を行い、PDCAサイクルを用い、目標達成における実効性を確保するものとする。

(了)